

## 【教育委員会議事録】平成28年4月定例会

開催日時	平成28年4月25日(月) 15:00～:16:30
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	波佐間 清(教育長) 林 俊作(教育長職務代理者) 吉井 克也 藤井 悦子 松田 まさ子
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	<p>           教育部長 石津 幸紀生            教育部次長 伊藤 信彦            教育部次長 森永 亮            教育部参事 福永 清博(菊川総合支所次長)            教育部参事 林 義之(豊田総合支所次長)            教育部参事 山下 哲人(豊浦総合支所次長)            教育部参事 木本 正洋(豊北総合支所次長)            教育政策課長 三好 洋一            学校教育課長 井上 成人            教育研修課長 岡田 達生            学校支援課長 宇都宮 義弘            学校保健給食課長 高原 雄二            教育指導監(生徒指導推進室長) 岡崎 茂邦            生涯学習課長 古西 修一            文化財保護課長 沖吉 洋一郎            美術館副館長 中村 美幸            歴史博物館長 町田 一仁            土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 吉留 徹            下関商業高等学校事務長 富田 智雄            菊川教育支所長 林 文男            豊田教育支所長 山尾 淳子            豊浦教育支所長 戸田 一仁            豊北教育支所長 西村 敬教            教育政策課主幹 光吉 計志            教育政策課主査 岡本 誠也            教育政策課主任 松富 潤         </p>
傍聴人の数	傍聴人なし

## 次第（目次）

【開会の宣告】	P 3
【署名委員の指名】	P 5
【教育長報告】	P 5
【議案審議】	
議案第28号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	P 7
【専決報告】	
下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	P 8
下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	P 9
下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	P 9
【報告事項】	
工事請負変更契約の締結について	P 10
事故処理完了報告について(一の宮小学校車両損傷事故)	P 12
事故処理について(山の田小学校車両損傷事故)	P 12
下関市青少年問題協議会委員の解嘱及び委嘱について	P 13
下関市立考古博物館休憩所の行政財産使用について	P 14
下関市役所本庁舎新館1階エレベーターホール前展示ケース設置について	P 14
ギャラリーコンサートの開催について	P 16
下関市立歴史博物館の観覧料等に関する規則について	P 17
下関市立東行記念館の観覧料等に関する規則の一部を改正する規則について	P 19
下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について	P 19
下関市立高等学校授業料の減免等に関する規則について	P 20
下関市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について	P 21
【その他】	P 21
【閉会の宣告】	P 23

【開会の宣告】

波佐間清(教育長)

それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

会議の前に、4月20日から新たに教育委員に就任されました、松田委員にご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

松田まさ子(教育委員)

松田まさ子と言います。本当に右も左もわかりませんが、今年度より教育委員を仰せつかりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。高1、中1、小5の3人の子供がいます。義務教育の子供さんのいらっしゃる方ということで推薦をいただいたみたいですが、あまりPTA活動などにも関わっていないので、これから色々勉強していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

波佐間清(教育長)

新しい教育委員さんをお迎えいたしました。どうぞ皆さんよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、4月1日の人事異動によりまして、事務局職員も異動しておりますので、紹介の時間を取らせていただきます。それでは、石津部長から紹介をお願いしたいと思います。

石津幸紀生(教育部長)

4月1日付の定期異動で12人の職員が異動いたしましたので、私からご紹介したいと思います。

(人事異動者 前に整列)

石津幸紀生(教育部長)

一同、礼。委員の方から向かって右側から紹介いたします。教育部次長の伊藤信彦でございます。

伊藤信彦(教育部次長)

伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

同じく教育部次長の森永亮でございます。

森永亮(教育部次長)

森永でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

学校教育課長、井上成人でございます。

井上成人(学校教育課長)

よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

教育研修課長、岡田達生でございます。

岡田達生(教育研修課長)

岡田でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

学校支援課長、宇都宮義弘でございます。

宇都宮義弘(学校支援課長)

宇都宮でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

学校保健給食課長、高原祐二でございます。

高原祐二(学校保健給食課長)

高原でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

文化財保護課長、沖吉洋一郎でございます。

沖吉洋一郎(文化財保護課長)

沖吉です。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

歴史博物館長、町田一仁でございます。

町田一仁(歴史博物館長)

町田でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

豊北教育支所長、西村敬教でございます。

西村敬教(豊北教育支所長)

西村でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長、吉留徹でございます。

吉留徹(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

吉留でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

下関商業高等学校事務長、富田智雄でございます。

富田智雄(下関商業高等学校事務長)

富田でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

以上でございます。一同、礼。では、席の方へ戻ってください。なお、本日は図書館政策課長の高森俊明が体調不良ということで、今日はお休みしております。

続きまして、教育委員会の参事4人をご紹介します。一同、礼。この4人は、4つ総合支所がございますけれども、総合支所の次長の辞令を受けております。そして、教育委員会では参事という併任辞令を受けている4人でございます。平成22年4月から、総合支所次長を教育委員会の参事に併任する辞令を出しているところです。これは4つの教育支所におきまして、

総合支所と密接な連携が必要であることからの措置ということでございます。4人の参事をご紹介したいと思います。

菊川総合支所次長で参事であります、福永清博でございます。

福永清博(教育部参事(菊川総合支所次長))

福永と申します。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

豊田総合支所次長、それから教育委員会参事併任の林義之でございます。

林義之(教育部参事(豊田総合支所次長))

林でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

豊浦総合支所次長、教育委員会参事併任の山下哲人でございます。

山下哲人(教育部参事(豊浦総合支所次長))

山下でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

豊北総合支所次長、教育委員会参事併任の木本正洋でございます。

木本正洋(教育部参事(豊北総合支所次長))

木本でございます。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生(教育部長)

一同、礼。お席の方にお戻りください。委員の皆様のお席の上に、「教育委員会参事(総合支所次長)の職務について」という、ペーパーを1枚配らせていただいております。こういった業務について参事さんをご相談したり、あるいは教育委員会、あるいは市議会に出席をいただくということになります。異動に伴います職員の紹介は以上でございます。

波佐間清(教育長)

新しいメンバーのもとに、この教育委員会もまた充実したものになるように、どうぞ皆さんよろしくお願いをしたいと思います。それでは教育委員会4月定例会を開催いたします。

#### 【署名委員の指名】

波佐間清(教育長)

本日の議事録の署名は、「吉井委員」「藤井委員」にお願いをいたします。

本日の日程は、日程1の議案が追加1件、日程2の報告が専決処分の報告が3件、報告事項が追加3件と合わせて12件、日程3その他となっております。よろしくお願いいたします。

#### 【教育長報告】

波佐間清(教育長)

それでは、議案第28号の審議に入る前に教育長報告を行いたいと思います。それではお手元の資料の2ページに教育長報告があると思いますので見ていただければと思います。

まず、最初に3月29日火曜日ではありますが、北九州市の垣迫教育長を訪問いたしました。これは2月に市長から北九州市との交流を教育でもしっかりとやってくださいというお話がありまし

て、こちらからまず訪問をして敬意を表すということで、当時の総合政策部長とともに北九州市の教育委員会を訪問させていただきました。そこで垣迫教育長と様々な意見交流をいたしました。その中で、教育でできることを交流したいというお話を色々いただきました。その1つとして北九州市立合馬小学校が吉母小学校と交流をしているということがありましたので、是非そのときに、下関市にお越しく下さいということでご案内をしたところでもあります。その結果は、後ほどご報告をするところでお話をしたいと思います。

次に、定期監査委員会が3月30日に終日ございました。これは全部の22中学校、それから教育政策課、学校教育課、学校支援課、学校安全課、図書館政策課ということで、当日は中学校の関係している校長先生5人にも出席をいただきました。備品のことについて厳しく指摘がございました。当日校長も答弁をさせていただきました。本年度は小学校の監査があるだろうということを想定しているところでもあります。

次に、イスタンブールの市長一行が来られまして、歓迎夕食会に出席をさせていただきました。4月5日にグランドホテルでありました。イスタンブールの市長は世界の「メイヤー・オブ・ザ・メイヤーズ」ということで、国際的な地方自治体の連合組織の代表をされています。日本でいけば東京都の知事ということにあたるような方で、前日はワシントンDCから成田に入られてこちらに来られました。下関はトルコとの交流がありまして、桜のころに下関に日本に来たいという約束でありましたので、これが実現できました。ちょうど火の山のトルコチューリップもしっかりと咲いていたということで大変喜ばれたとお聞きをし、当日、教育委員の皆さんもご出席をいただきまして有難うございました。

次に、4月8日の下関商業高等学校の入学式に出席をさせていただきました。新しい高校生が誕生したということで、とても目が輝いておりました。

次に、文教厚生委員会が4月11日にあり、教育センターの視察、それと豊北図書室、角島小学校での複式学級の授業を参観いたしました。教育センターは2度目という方もおられましたけれど、実際に業務をしている様子を見られました。それから豊北図書室につきましては、中学校の中にある図書室ということで、どういう運営をしているかということを見られました。また複式の授業については、実際の授業を見ることによって、複式の授業の素晴らしさと、逆に大変さ、そういう辺りを実感されたのではないだろうかと思っております。

次に、4月13日は下関市いのちの日の取組であります。当日、お墓参りをし、ご自宅を訪問してまた色々なお話をさせていただきました。ずいぶん安部さんのご自宅も、御両親も、教育委員会の対応に対して御理解をいただき、ずいぶん心が優しくなっていたのではないかと感じているところであります。その日の午後、私自身はいのちの日の学校訪問で、午前中、向山小学校で盲導犬の体験者の講演があり、午後は川中中学校に安部さんの御両親とともに鈴木中人さんという方、この方は6歳の花嫁という著書、本を書いておられるのですが、この方は自分のお子さんが小児がんでなくなっている、6歳にして亡くなられた。その体験談を含めて命の大切さを講演の中で説かれたということであります。一番印象に残っている言葉は、親より子供が先に亡くなる、逆縁とよく言いますが、それを絶対にしてはいけません。親より先に亡くなると、親は血の涙を流す、そういう苦しみを味わいます。だから、命を大切にしてください。親より先に亡くなってはいけないということを力説されておりました。そういう会が川中中学校でありました。当日、報道もたくさん来ておりましたので、新聞にも出ていたのではないかなと思います。

さて、次のページですが、高杉東行先生の150回忌墓前祭、それと墓誌碑除幕式というのが4月14日木曜日に東行庵においてございました。前の日に高杉家を囲む会を行いまして、高杉家から今回4人の方が来られました。初めて4人揃って来られまして、我々としても大変嬉しく思っているところであります。当日の150回忌の最初に、墓誌碑の除幕式を古い高杉晋作の銅像が建っている横にこの墓誌碑を建立し、その除幕式を先に行い、その後高杉東行のお墓で東行忌を行いました。テレビ・新聞等で見られたと思いますが、当日は日頃の命日に比べて3倍から4倍ぐらいのお客さんというか、お参りされた方がありました。もうあそこの上が満杯になりました。そのくらい全国から来られていたということであります。また、もう1つ高杉晋作の遺言というか、その中で先ほどの墓誌碑というのがこういう戒名を書いてくれということが書いてある墓誌の碑です。それからもう1つが自分の亡くなった後、お墓の前で皆さんどうぞしっかりお

酒を飲んで騒いでほしいという中で、芸妓さんにその舞を舞ってほしいという遺言もありました。それが150年ぶりに実現をしたということで、当代当主であります高杉力さんが、吉田の皆さんにお墓を守っていただいて感謝をいたしますと同時に150年来の遺言が今日2つ実現をして大変嬉しく思うというご挨拶をいただきました。吉田の地区の皆さんも涙を流されながら、喜んでおられたというのをお聞きしているところであります。それから引き続いて高杉晋作の夢プロジェクトということで14日から17日まで様々な催しがありました。シンポジウムに行かれた方もおありでしょうし、晋作ナイトもあったと思います。全国から高杉ファンがたくさん御参集いただいて大変盛り上がったということであります。

次に、吉母小学校と北九州市立合馬小学校との交流ということで箭交流ということであります。4月18日に吉母小学校において、合馬のPTAの皆さんが900キロの箭を山積みにして、段ボールに山積みをされて訪問されました。これだけ多くの箭をいただけるのかと初めて参加をしましたが、これだけ熱い思いが両校にあるとびっくりいたしました。今年で57回目だそうです。たまたま50周年の時に、北九州市のリーガロイヤルホテルで両方の学校関係者、それから市の関係者が集まって50周年のパーティーを行いました。私もその時参加をさせていただきました。地域の方も多く来られておられまして、この合馬小学校との交流が本当に根強い交流であるということ、結びつきが本当に強いということを改めて感じました。このときに北九州市の垣迫教育長さんも来られまして挨拶をさせていただきました。こういう交流があったおかげで、北九州市ともこれからまた様々な交流をしていきたいと思っているところであります。

次に、県市町教育委員会会議が4月20日セントコア山口において行われました。最初は私と林委員で出席をしております、後半講演会等がありました。これはコミュニティ・スクールの関連の講演ということで、文科省の廣田参事官補佐が講演をされました。コミュニティ・スクールは、山口県は日本一であるということと同時に、これをこれからさらに進化させていく、そういう手立てについての講演でありました。素晴らしい講演でしたので、これから下関にもお呼びをして講演をしていただきたいと思います、教育研修課と話をしているところであります。教育委員さんも講演を聞かれましたので、それぞれご感想もあろうかと思えます。

最後にその他でありますけれど、新入学の児童生徒数を書いております。小学校は1,958人が入学し、中学校は1,886人ということで増減が書いてあります。小学校がマイナスの115人、中学校がマイナスの128人、これだけの子供の減少ということであります。

今、私から教育長報告をいたしました。ご感想なりご意見がありましたらお願いをいたします。

吉井克也(教育委員)

今、教育長さんから高杉東行先生の150回忌の墓前祭等がお話もありました。本当に全国からたくさんの方においでをいただいて、盛大に行うことができました。本当に嬉しかったと思います。それに向けても本当に下関市教育委員会からも様々なご支援をいただいております、それがこういう東行忌になったわけでありまして、心から感謝をしております。大切なことは、高杉東行先生が素晴らしかった、素晴らしかったとって終わることではなくて、東行先生その志というものをいかに私どもがしっかり受け継いでいくかというそのことが一番大事なわけでありまして、吉田の皆さんともこれからそれを大事にしていこうということをお互いに誓い合ったところであります。本当にありがとうございました。

#### 【議案審議】

議案第28号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

波佐間清（教育長）

それではないようでしたら、日程1の議案の審議に入りたいと思います。

「議案第28号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、お願いいたします。

吉留徹(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

人類学ミュージアムです。資料の4ページをお願いします。「議案第28号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム設置等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

去る平成28年1月定例会にて、既に入館料の料金を改定しました。その条例の一部改正に伴いまして規則の条文整理を行うものです。主な改正内容につきましては、入館料を観覧料に変更するものです。5ページを見ていただきたいと思います。5ページに参考資料としまして新旧対照表を用意しております。第3条及び第8条ですが、それぞれ文言が入館料となっております。それを観覧料に変更したものです。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

波佐間清(教育長)

ただいま説明がございました。ご質問、ご意見があればお願いをいたします。よろしいですか。

林俊作(教育長職務代理者)

他の例えば博物館や美術館は、全部観覧料に変更になっているのですか。

吉留徹(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

他の館に合わせたような形で観覧料に変更させていただいています。

波佐間清(教育長)

他に質問ございませんか。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

それでは特にならなければ議案第28号について承認としてよろしいですか。

(はい)

波佐間清(教育長)

それでは承認といたします。

#### 【専決報告】

下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清 (教育長)

続きまして、日程2の報告にまいります。まず、専決処分の報告について。「下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一(生涯学習課長)

生涯学習課です。よろしく申し上げます。資料の6ページをお願いします。専決処分の報告、「下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

本市教育委員会は社会教育法第15条並びに下関市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、社会教育委員20人を設置しております。このたび4月1日付けの教職員の人事異動により小学校長会の山口委員、中学校長会の秋山委員が異動となりましたので3月31日付で委員を解嘱し、新たに小学校長会の山路康正豊浦小学校校長と中学校長会の中川和彦向洋中学校校長を4月1日付けで委員として委嘱いたしました。

任期は前任者の残任期間の平成28年4月1日から平成29年5月31日までとなります。以上、ご報告いたします。



波佐間清(教育長)

ただいまの報告につきまして、委員の皆さん何かございますでしょうか。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

特にないようですので本件につきましては報告済みといたします。

**【専決報告】**

下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清 (教育長)

続きまして、「下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、同じく生涯学習課課長、お願いします。

古西修一(生涯学習課長)

続きまして、7ページをお願いします。専決処分の報告、「下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

本市は青少年の非行防止、補導、相談に関する機関として、下関市青少年補導センターを設置しておりますが、この補導センターの運営について調査・協議し、また下関市青少年補導委員の候補者を推薦する機関として、14人の委員による下関市青少年補導センター運営協議会を設置しております。本件も人事異動及び役員改選等に伴う協議会委員の所管替えであります。8ページの委員名簿をお願いします。備考欄に後任と記載のある6人の方々を4月1日付けで新たに委員として委嘱いたしました。それから9ページには3月31日付で解嘱しました6人の委員の一覧を記載しております。

任期は前任者の残任期間の平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなります。以上、ご報告をいたします。

波佐間清(教育長)

ただいま、報告がございましたが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

特にないようですので、本件につきまして報告済みといたします。

**【専決報告】**

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清 (教育長)

続きまして、「下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長、お願いいたします。

吉留徹(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

それでは専決報告、「下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。資料の10ページを見ていただければと思います。

現在の委員であります滝部小学校校長の田中隆司先生が平成28年4月1日に教育委員会に異動されまして、その後任となられました光田裕二校長に下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

任期は平成29年9月30日までとなっております。11ページは豊北歴史民俗資料館の運営協議会委員の新しくなった方の一覧表です。以上、ご報告いたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございましたが、何かご意見がございましたら、お願いいたします。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

特にないということですので、報告済みといたします。

**【報告事項】**

工事請負変更契約の締結について

波佐間清(教育長)

それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。まず、「工事請負変更契約の締結について」、学校支援課、お願いいたします。

宇都宮義弘(学校支援課長)

学校支援課でございます。よろしくお願いいたします。それでは「平成27年度工事請負変更契約の締結について」ご報告いたします。

2月の教育委員会定例会におきまして報告いたしました6件の工事の設計変更1回目に対し、更なる工事の進捗に応じた、2回目の契約及び工期の変更によるものでございます。

資料の13ページから15ページをご覧ください。

1番目、清末小学校校舎番号(1)ですが、耐震補強及び外壁改修建築主体工事2回目につきまして、施工区域付近の土質状況等が想定と異なり、施工方法を変更する必要が生じ、かつ、学校運営上平日での日中作業を控える必要が生じたため、設計変更を行うものでございます。この設計変更により契約額を615万3,840円の増額の税込み1億960万9,200円とし、工期を121日延伸し、平成28年7月29日までとする変更内容でございます。

2番目、川中小学校校舎(3)(5)(14)耐震補強及び外壁改修工事2回目につきましては、杭の支持地盤の位置が想定と異なり、杭の仕様変更が生じ、かつ、学校運営上平日での日中作業を控える必要が生じたため、設計変更を行うものでございます。この設計変更により契約額を582万5,520円増額の税込み9,576万7,920円とし、工期を121日延伸し、平成28年7月29日までとする変更内容でございます。

3番目、山の田小学校校舎(2)(5)耐震補強建築主体工事、4番目、向洋中学校校舎(4)(5)耐震補強工事、6番目、木屋川中学校校舎(1)耐震補強工事の3件の工事につきましては、既存建築物の躯体の状況等が想定と異なり、施工方法を変更する必要が生じ、かつ、学校運営上平日での日中作業を控える必要が生じたため、設計変更を行うものでございます。この設計変更により山の田小学校につきましては、契約額を532万4,400円増額の税込み1億1,165万4,720円とし、工期を79日延伸し、平成28年6月17日までとし、向洋中学校につきましては契約額を1億3,851万4,320円とし、工期を121日延伸し、平成28年7月29日までとし、木屋川中学校につきましては、契約額を税込みの9,290万520円とし、工期を92日延伸し、平成28年6月30日までとする変更内容でございます。

最後に5番目、勝山中学校校舎(14)耐震補強及び外壁改修工事2回目につきましては、既存建築物の外壁劣化状況が想定と異なり、施工方法を変更する必要が生じ、また学校運営上平日での日中作業を控える必要が生じたため、設計変更を行うものでございます。契約額は税込み9,358万4,160円とし、工期を29日延伸し、平成28年4月28日までとする変更契約を行いました。6件の工事はいずれも、平成28年3月23日に契約変更を締結しております。なお、3月議会におきまして平成27年度下関一般会計補正予算第5回目のうち、教育委員会所管分の

繰越明許費補正の議決を得ております。

以上、平成27年度工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。以上です。

波佐間清(教育長)

ただいま工事請負変更契約の締結についての説明がございました。ご質問がありましたらお願いをいたします。

吉井克也(教育委員)

清末小学校の工事の件についてですが、変更理由というのが書いてあるのですが、この清末小学校の場合はずっと文章があって、既存躯体に欠陥がありという表現が1つあります。後のところは想定と異なりと書いてあるのですが、「欠陥がある」というのが気になりました。この欠陥というのはどういうことなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

宇都宮義弘(学校支援課長)

構造上問題があるかどうかというのは、今手元に資料ありませんけれども、あくまでも例えば躯体部分のかぶりが少なかったとか、そういう意味で構造上というよりも、施工上のミスという判断でございます。

吉井克也(教育委員)

わかりました。

波佐間清(教育長)

ほかにございませんか。完了するのは、最終的には7月末ですか。

宇都宮義弘(学校支援課長)

学校によって違いますが、一番最長が7月29日です。

波佐間清(教育長)

それで、下関の耐震化率は最終的にはいくらになるのですか。

宇都宮義弘(学校支援課長)

最終的には92.5%でございます。

波佐間清(教育長)

92.5%ということで、残りについてはどういうことですか。

宇都宮義弘(学校支援課長)

残りについてはまず校舎が若干ございます。これは統廃合を予定している学校でございます。ですからそれが決定次第ということになります。その該当校が未施工の学校でございます。あとは給食室です。これも若干ございますが、これも共同調理場の案がありますので、決定したいということでございます。以上です。

波佐間清(教育長)

このたび、熊本、大分の地震を見たときにできるだけ早く100%にしていかなければならないと我々も感じたところであります。

林俊作(教育長職務代理者)

統廃合以外のところはもう全部終わりということでいいのですよね。

宇都宮義弘(学校支援課長)  
そのとおりでございます。

波佐間清(教育長)  
よろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清(教育長)  
それではこの件につきましては報告済みといたします。

**【報告事項】**

事故処理完了報告について(一の宮小学校車両損傷事故)

波佐間清(教育長)

それでは次の「事故処理完了報告について(一の宮小学校の車両損傷事故)」、学校支援課、お願いいたします。

宇都宮義弘(学校支援課長)

下関市立一の宮小学校ガラス破損に伴う車両損傷事故についてご報告いたします。資料は16ページをご覧ください。

事故の内容につきましては、1月の定例会において説明させていただきましたが、授業中に男子児童の投げたバスケットボールにより、飛散したガラスが屋内運動場の側壁近くに駐車していた車両にあたり、塗装面を痛めた事故でございます。2月8日、下関市損害賠償審査委員会が開催され、損害賠償額23万4,661円が認められました。地方自治法第108条第1号の規定により議会において指定された事故に該当するため、車両損傷事故の損害賠償額23万4,661円を相手方に支払うことを3月15日に市長が専決処分いたしました。また、3月16日に相手方に示談が成立し、3月31日に支払い賠償を終えております。専決処分の議案報告につきましては、総務部総務課が一括して議会へ報告する予定でございます。

以上で簡単ではございますが、一の宮小学校ガラス破損にともなう車両損傷事故についてご報告いたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございましたが、ご質問がありましたらお願いをいたします。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

ないようですのでこの件につきまして報告済みといたします。

**【報告事項】**

事故処理について(山の田小学校車両損傷事故)

波佐間清(教育長)

次は「事故処理について(山の田小学校車両損傷事故)」、学校支援課、お願いいたします。

宇都宮義弘(学校支援課長)

下関市立山の田小学校車両損傷事故についてご報告いたします。資料17ページをご覧ください。

事故内容につきましては2月の定例会にて報告させていただきましたが、スポーツ少年団に属する実子を同校に送迎の際、市道に出るため一旦停止した車両に、強風で煽られた門扉が接触し車両後方の塗装面を傷つけた事故でございます。3月25日に開催された下関市損害賠償審査委員会で損害賠償額は9万8,301円と決定されたことから、当該額を本市の損害賠償額とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。今後は相手方と示談を取り交わし、支払い賠償を終えたいと考えております。これも専決処分の議会報告につきましては、総務部総務課が一括して議会報告する予定でございます。

以上で簡単ではございますが、山の田小学校車両損傷事故についてご報告いたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告を受けましたが、何かご意見ありましたらお願いします。

藤井悦子(教育委員)

事故発生日が1月18日ですが、専決処分は4月になっています。かなり時間がかかっていますが、何か問題があったのでしょうか。

宇都宮義弘(学校支援課長)

この車がリースということもあり、交渉の相手方がリース会社、車の所有者そして本人との交渉になりましたので、それで手間取ったというところでございます。

波佐間清(教育長)

ほかにございませんか。

(ありません)

波佐間清(教育長)

ないようでしたらこの件について報告書済みといたします。

#### 【報告事項】

下関市青少年問題協議会委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清(教育長)

続きまして、「下関市青少年問題協議会委員の解嘱及び委嘱について」、生涯学習課、お願いします。

古西修一(生涯学習課長)

資料の18ページをお願いします。報告事項「下関市青少年問題協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

本市は青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査、審議、施策の適切な実施のための連絡調整を図るために15人の委員による下関市青少年問題協議会を設置しております。青少年問題協議会委員につきましても、人事異動及び役員改選等に伴う協議会委員の委嘱替えであります。19ページに解嘱者及び委嘱者、それぞれ4人の名簿を記載しております。

任期は前任者の残任期間の平成28年4月1日から平成29年6月30日までとなります。以上、ご報告をいたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございました。この件につきまして、ご意見ありましたらお願いをいたします。

(ありません)

波佐間清(教育長)

特にないようですので、この件について報告済みといたします。

**【報告事項】**

下関市立考古博物館休憩所の行政財産使用について

波佐間清(教育長)

続きまして、「下関市立考古博物館休憩所の行政財産使用について」、文化財保護課、お願いいたします。

沖吉洋一郎(文化財保護課長)

文化財保護課でございます。よろしくお願いたします。資料20ページをご覧ください。

下関市立考古博物館の休憩所「弥生の里」におきまして、地域子育て支援拠点「こどもはらっぱ」を開設いたしましたので報告いたします。設置場所は考古博物館の「弥生の里」の一部について、行政財産使用許可により設置しております。地域子育て支援拠点は既に長府地区にございましたけれども、山陰地区におきましても設置の要望がございまして「弥生の里」において開設したものです。事業主体は特定非営利活動法人下関子ども・子育てネットで、下関市から委託を受け、地域子育て支援拠点事業として実施しております。4月23日土曜日、午前11時にオープンいたしまして、対象者は就学前の児童とその保護者の方、それから地域の方々です。事業内容は基本事業といたしまして子育て親子の交流の場の提供、及び交流促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行うほか、高齢者や学生と地域の多様な世代との連携なども行うこととしております。ご利用いただける日時は、毎週火曜日から土曜日の午前10時から午後3時までで考古博物館の休館日に合わせて、月曜日をお休みとする代わりに土曜日もご利用いただけるのが特徴となっております。

「弥生の里」の概要につきましてはご覧のとおりでございまして、食堂、レジ、それから厨房の一部、約40平米をご利用いただいております。21ページをご覧いただきたいと思いますが、期待される効果といたしましては地域の子育て親子や地域の方々の交流の場として活用いただけること。それから2点目として、博物館の紹介ですとか館内の見学などを通して博物館にご来館いただく契機になるということ。それから平成26年10月以降活用されておられませんでした「弥生の里」の有効活用が図られるということなどがあげられると思います。以上でございます。

波佐間清(教育長)

ただいま説明がございました。何かご質問がありましたらお願いします。

(ありません)

波佐間清(教育長)

ないようでしたら、報告済みとしたいと思います。

**【報告事項】**

下関市役所本庁舎新館1階エレベーターホール前展示ケース設置について

波佐間清(教育長)

続きまして、「下関市役所本庁舎新館1階エレベーターホール前展示ケース設置について」、美術館お願いをいたします。

中村美幸(美術館副館長)

美術館でございます。下関市役所本庁舎新館1階エレベーターホール前に設置されました展示

ケースについてご報告させていただきます。資料2 2ページをご覧ください。

昨年8月に市役所本庁舎新館がグランドオープンし、1階のエレベーターホール前を市立美術館の情報発信の場として提供いただき、美術館の所蔵作品を展示していましたが、展示環境は決して良好とは言えず展示できる作品が限られておりました。

このたび下関市ボートレース企業局が、芸術文化を支援する事業の1つとして、事業の収益金により美術作品の展示専用ケースを購入しエレベーターホール前に設置くださいました。ケース内は湿度を適正に保ち、紫外線をブロックし、LEDライトを使用して照度を自由にコントロールできるため、展示環境が整い、展示可能な作品が格段に増加しました。今後、1・2カ月ごとに展示会を行い、市民が美術に親しむ機会を拡大し、文化の向上に寄与したいと考えております。以上報告いたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございました。何かご質問がありましたらお願いいたします。

吉井克也(教育委員)

有難いことです。素晴らしいことですね。

波佐間清(教育長)

これが今展示されているということで、設置は誰がされたのですか。

石津幸紀生(教育部長)

これはボートレース企業局です。この事業は全国の自治体で、庁舎に美術品を展示するという自治体は全国的に増えているそうですけれども、美術館レベルの設備を設けてこのように展示するという例は非常に全国でも珍しいと時事通信のニュースに書いてありました。

サイズを申し上げますと、幅が2.6m、高さが2.35m、奥行きが1.1mと非常に大きいものであります。博物館や美術館で文化財を展示、収蔵するのと同様の仕様となっております。しっかりとした仕様になっております。金額でいうと約430万円かかっています。立派な展示ケースでございます。これを資料の22ページに書いてありますように、下関市のボートレース企業局が芸術・文化を支援する事業の1つとして、収益により購入したものであります。

波佐間清(教育長)

ボートレースの収益金はこれまでも教育にたくさん寄贈をいただいています。給食関係の食器であったり、今回は芸術・文化ということで、こういう形の支援をいただきました。

藤井悦子(教育委員)

展示ケースの中には、貴重な美術品が展示されると思いますが、私の個人的な意見ではありますが、地元で賞をとられた方の作品を展示されるのもいいのではないのでしょうか。

波佐間清(教育長)

地元の良い賞をとられた方の展示もよろしくお願ひしたいという要望でございます。

林俊作(教育長職務代理者)

競艇場というのは、自由裁量な予算があるのですか。例えばA中学校に設置しましょう、B小学校に設置しましょうというようなことをする裁量はあるということですか。

石津幸紀生(教育部長)

例えば、単独でA中学校とかというよりは、まずは市の方に教育の施設整備に収益金の一部を充ててもらおうというような流れはございますけれども、単発でA小学校であるとか、B中学校というものは、なかなかないのかなという気がいたします。

波佐間清(教育長)

今回はこの美術館の展示ケースを設置していただいたということでもあります。  
ほかになければ報告済みでよろしいですか。

(はい)

波佐間清(教育長)

それでは報告済みといたします。

**【報告事項】**

ギャラリーコンサートの開催について

波佐間清(教育長)

続きまして、「ギャラリーコンサートの開催について」、美術館お願いします。

中村美幸(美術館副館長)

お手元にチラシをお配りしておりますが、ギャラリーコンサートの開催についてお知らせいたします。

美術館と美術館友の会の共催で開催されるギャラリーコンサートは、昭和58年の開館時から毎年数回開催され、市民に親しまれています。172回目となるこのたびのギャラリーコンサートは世界最高峰のオーケストラ、ウィーンフィルのコンサートマスター、フォルクハルト・シュトイデ氏によるバイオリンリサイタルです。日時は、6月4日土曜日、夜間のコンサートで午後6時開場、午後6時30分開演です。今回のコンサートはフォルクハルト・シュトイデ氏がアクロス福岡で、6月7日火曜日に開催する演奏会に先立ち、是非下関でもという声で実現したものです。伴奏の三輪郁さんは今最もウィーンの薫りを伝えうると言われる実力派のピアニストで、彼らの演奏を下関で聞けるまたとない機会です。詳しくはお配りしているチラシをご覧ください、チケット等については、美術館にお問い合わせください。多くの方のご参加をお待ちしております。よろしく願いいたします。

波佐間清(教育長)

美術館のギャラリーコンサートの説明でありました。松田委員さんは、この辺のところは得意の分野ではないかと思いますが、このバイオリニストの方はどういう方か説明をお願いします。

松田まさ子(教育委員)

私はこのバイオリニストの方は存じ上げないのですが、有名なウィーンフィルコンサートマスターということで、世界第一級の方だと思います。そういう方が下関にいらっしゃることはとても素晴らしいことだと思って、この美術館は前の別のウィーンフィルのコンサートマスターも2・3回来られていて、凄く響きもよくて、それ以上にギャラリーのお客さん達の反応が物凄くいいからって言って皆さんとても気に入ってらっしゃいます。皆様も是非よろしく願いいたします。

波佐間清(教育長)

松田委員さんもここでは演奏はされたことがありますか。

松田まさ子(教育委員)

何度もあります。

波佐間清(教育長)

皆さんも松田委員さんが演奏される時行ってください。ウィーンフィルのコンサートマスタ



一ということですので、この値段で普段聞くということは多分ないでしょう。時間のある方は是非行っていただければと思います。

石津幸紀生(教育部長)

今、美術館の話が2つありましたので、もう1つ最近の美術館の話題をご報告したいと思います。平成26年度に、この教育委員会で1度ご報告したことがあるのですが、長府公民館の隣に警察の土居の内交番というのがありまして、この土居の内交番が非常に老朽化している、それから駐車場も狭いということで、長府庭園の前の駐車場の国道側の一番寄り付きに移転をするというご報告を平成26年度にしたことがございます。その土居の内交番の移転事業が順調に工事が終わりまして、来月の5月16日から、長府庭園の駐車場の一番国道側の寄り付きに、名称も「城下町長府交番」と名称を変更した上でリニューアルオープンをするということでございます。

5月24日にその開所式が行われるということで、その土地が市の土地でありますので、市の方にもその開所式のご案内がきていますところがございます。

併せて、前田に駐在所がありまして、山口県警の考えでは、土居の内交番と前田の駐在所を統合して、新たにこの黒門のところに城下町長府交番を建て替えるという狙いがございます。そういう新しく交番が開所するというところのご報告も併せてさせていただきます。以上です。

波佐間清(教育長)

それでは報告済みといたします。

#### 【報告事項】

下関市立歴史博物館の観覧料等に関する規則について

波佐間清(教育長)

続きまして、「下関市立歴史博物館の観覧料等に関する規則について」、歴史博物館、お願いいたします。どうぞ。

町田一仁(歴史博物館長)

歴史博物館でございます。「下関市立歴史博物館の観覧料等に関する規則について」報告させていただきます。23ページをお開きください。

この規則は、下関市立博物館の観覧料等に関する規則、つまり長府博物館の観覧料等に関する規則について、歴史博物館に移行するため全部改正したものであります。第1条はこの規則の趣旨でありまして、下関市立歴史博物館の設置等に関する条例の第4条から第8条まで規定されております観覧料等、つまり観覧料、特別観覧料、駐車料金の徴収、減免、還付に関して、必要な事項を定めるものとしたしておるところであります。第2条は観覧料等の徴収に係る定めでありまして、第1項は観覧料の徴収、第2項は特別観覧料の徴収、第3項はこれらの徴収時期に関する特例について定めております。

続いて、24ページでございます。第3条は観覧料等の減免についてであります。第1項第1号は観覧料の全額免除の規定でありまして、アは、市内及び北九州市居住の65歳以上の方については、常設展示に係る観覧料を全額免除する規定。イの70歳以上の方、ウの療育手帳の交付を受けている方、エの身体障害者手帳の交付を受けている方、オの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、カの戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が項症の方については常設展示、企画展示、特別展示の区別なく、すべての展示に係る観覧料を全額免除する規定。キは、学校行事により児童生徒を引率される方、具体的には先生方になろうかと思えます。クは、学校行事の下見をなさる方、ケは、報道関係で取材目的の方、コは国や地方公共団体の職員で視察目的の方、サは博物館及び類似施設の職員で視察または研究目的の方についてすべての展示について減額免除する規定であります。また、市は特別展示などで招待券を発行した方について、該当する展示について全額免除をする規定であります。なお、療育手帳の交付を受けた方、身体障害者手帳の交付を受けた方で障害の程度が1級から4級の方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、

戦傷病者手帳の交付を受けた方で障害の程度が特別項症から第4項症の方については、付添人1人の方についても全額免除ということになっております。

それから、25ページの第1項第2号は特別観覧料の全額を免除する規定でありまして、アは、国及び地方公共団体の職員が公用で行う特別観覧、イは、他の博物館や類似施設の職員が官用で行う特別観覧について全額免除するものであります。第1項の第3号につきましては、駐車料金に係る免除の規定でありまして、アは、療育手帳身体障害者手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けた方、戦傷病者手帳の交付を受けた方で障害の程度が項症の方、またはこれらの方の介護をなさる方について駐車料金を免除する規定。イは要介護もしくは要支援の認定を受けた方、またはこれらの方を介護なさる方について、駐車料金を免除する規定。ウは、75歳以上の方について駐車料金を免除する規定。エは妊娠中の方について、駐車料金を免除する規定。オは、乳幼児を連れた方について、駐車料金を免除する規定であります。いずれも最初の2時間のみを免除し、博物館への入館、展示の観覧が条件となります。

次に26ページの第1項第4号の規定は、駐車時間にかかわらずこれを全額免除する規定でありまして、アの緊急車両、イの公務目的、ウの博物館主催行事の講演者など、それからエの報道関係者がこれに該当いたします。第5号につきましては、第1号から第4号までの規定のほか、市長が特に必要と認めた場合に観覧料、特別観覧料、駐車料金を減免する規定であります。同条の第2項については、減免に関する手続きについて定めたものであります。

それから、27ページの第4条は既に納付した観覧料等の還付について定めたものであります。

28ページの第5条は、この規則に定めるもののほか、観覧料等に関して必要な事項について市長が定めることとなっている規定でございます。

なお施行期日につきましては、平成28年4月1日からでありまして、観覧料及び駐車料金につきましては、設置条例の規則第1項のただし書きで規定いたしております規則で定める日からとなります。

それから29ページから32ページまでは、観覧料、特別観覧料、駐車料金、これらの還付に係る申請書様式を明示いたしておるものであります。以上報告させていただきます。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございました。新しくできる歴史博物館の観覧料等に関する規則であります。何かご質問がございましたらお願いします。

藤井悦子(教育委員)

26ページのエのところですが、妊娠中の者が博物館の展示を観覧する時は、2時間ほど全額免除とありますが、これは妊娠中という母子手帳の提示がいるとか、それとも本人からの申請だけでもよろしいのでしょうか。

町田一仁(歴史博物館館長)

これにつきましては、27ページをご覧ください。母子健康手帳等、そういったものをご提示いただくということになります。

波佐間清(教育長)

第8項ですか。

町田一仁(歴史博物館館長)

はい。第8項です。

波佐間清(教育長)

ほかにございませんか。

(ありません)

波佐間清(教育長)

ないようですので、この件につきまして、報告済みといたします。

**【報告事項】**

下関市立東行記念館の観覧料等に関する規則の一部を改正する規則について

波佐間清(教育長)

続きまして、「下関市立東行記念館の観覧料等に関する規則の一部を改正する規則について」、歴史博物館、お願いします。

町田一仁(歴史博物館長)

それでは「下関市立東行記念館の観覧料等に関する規則の一部を改正する規則について」ご報告させていただきます。36ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

これにつきましては、これまでの観覧料等の徴収及びその手続きに関する規定につきまして、今回の規則の一部を改正する規則につきましては、これまでの規則の文言と条文を整備しまして、美術館及び歴史博物館の規則との整合性を図ったものであります。旧条例では第2条から第4条までに観覧料等について規定いたしておりましたものを、第2条から第4条までに整備させていただいております。歴史博物館、美術館と同じ文言にさせていただいております。

観覧料及び特別観覧料の減免基準や対象につきましては、これまでと同様でございまして、これに加えまして、学校行事での下見、公的な団体や他の博物館の職員の視察や研究目的、報道機関の取材などにつきましても新たに免除する規定を設けているところであります。内容等につきましては、こちらは駐車場がないものですから、駐車料金を除きまして先ほど説明させていただきました歴史博物館とほぼ同様のものがございます。以上でございます。

波佐間清(教育長)

ただいまの説明につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

(ありません)

波佐間清(教育長)

それでは、この件につきまして報告済みといたします。

**【報告事項】**

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清(教育長)

続きまして、追加の事項ではありますが、「下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一(生涯学習課長)

それでは報告事項「下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

本市は問題青少年の早期発見、早期補導等の活動をするため下関市青少年補導委員を設置しております。青少年補導委員につきましても人事異動員等に伴う委嘱替えであります。46ページをお願いします。4月1日付の人事異動により新たに委嘱した委員16人を記載しております。それから47ページには3月31日付けで解職した17人の委員を記載しております。なお、下関中央工業高等学校の補導委員につきましては、統廃合による生徒数減少のためということで、辞任の申し出がありました。それから48ページをお願いします。垢田校区の下田学委員より一身上の都合による辞任の申し出がありましたので、3月31日付で解嘱し、後任の委員を委嘱い

たしました。併せて校区の定数欠員補充ということで、新規委員の1名を委嘱いたしました。

任期は前任者の残任期間の平成28年4月1日から平成29年5月31日までとなります。以上、報告いたします。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございました。ご質問がありましたらお願いをいたします。

(ありません)

波佐間清(教育長)

特にないようですので報告済みといたします。

**【報告事項】**

下関市立高等学校授業料の減免等に関する規則について

波佐間清(教育長)

それでは次に、「下関市立高等学校授業料の減免等に関する規則について」、下関商業高等学校、お願いいたします。

富田智雄(下関商業高等学校事務長)

下関商業高等学校でございます。よろしくお願ひいたします。平成28年3月31日付けで、「下関市立高等学校授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則」を公布いたしまして、規則改正をいたしましたので、ご報告いたします。

このたび2つの理由により改正をいたしました。1点目は授業料の徴収猶予の特例の改正でございます。高等学校等就学支援金は、本来国から保護者等に支払われ、これが授業料として納付されるのが原則であります。高等学校等就学支援金の支給に関する法律では、学校設置者がこれを代理受領し授業料に繰り入れる制度としております。制度発足当初は国から年何回かに分割支給すると示されていましたが、実際は、年2回支給する方法に変更され、今後も国の都合により支給時期が変更される可能性もあります。よって、本来であれば当該支援金を受給する保護者等は規則に定める授業料の減免、徴収猶予の認定を受けなければなりません。保護者等の負担を軽減、事務の簡素化、事務費節約のため、授業料の徴収猶予の特例を国の支払いがいかなる時期に行われても柔軟に適応できるように改正をいたしました。2点目は、行政不服審査法の改正に伴う様式中の教示文の改正でございます。行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、当該規則の様式中の教示文を改正いたしました。その主な内容は不服申立が審査請求に一本化、審査請求期間の変更などで、文面は総務部総務課が平成27年12月18日付下総第2688号総務部長通知、改正行政不服審査法に係る教示文の整理について通知で例示されたものをそのまま使用しております。以上簡単ですが、ご報告を申し上げます。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございましたが、ご質問がありましたらお願いします。

林俊作(教育長職務代理者)

学生側にメリットだけがあって、デメリットはないという解釈でいいのですか。

富田智雄(下関商業高等学校事務長)

なるべく負担をかけないようにということで改正したものでございます。

波佐間清(教育長)

ほかに何かございませんか。

(ありません)

波佐間清(教育長)

それではないようですので、この件については報告済みといたします。

**【報告事項】**

下関市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

波佐間清(教育長)

最後に「下関市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」、学校教育課、お願いいたします。

井上成人(学校教育課)

それでは別綴りの6枚綴りの資料をご覧ください。下関市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定いたしましたので、ご報告いたします。

まず策定理由ですが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律がこの4月1日に施行され、その第10条第1項に地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとするという規定に基づきまして、下関市立学校教職員が適切に対応する際の必要な事項を定めました。

対象教職員は、下関市立学校職員の県費負担職員(下商の定時制含む)、及び市費の負担特例職員(下商の全日制)、並びに市立小・中学校及び下商に勤務する非常勤職員ということで、要するに市任用の現業職員以外の教職員全員でございます。なお、現業職員につきましては市の職員の対応要領に基づきます。

では、対応要領の概要を説明させていただきます。次のページをご覧ください。概要につきまして大きく5点あります。1つ目は、第2条の不当な差別取り扱いの禁止ということです。当然ですけれども、教職員は障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利・利益を侵害してはならない。要するに差別してはならないということです。2つ目は合理的配慮の提供ということで、教職員は障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならないということです。3つ目は、校長の責務について定めてあります。しっかり注意、教職員に周知徹底しなさいと。差別をしてはいけませんということです。それから、合理的配慮も適切に行うようにということです。4つ目は、相談体制の整備。それから5つ目は、研修・啓発を行いなさいということです。なお、細かい具体的な留意事項につきましては別紙に定めております。この対応要領は既に各学校に発出しており、校長会等で各所属教職員に周知徹底するよう指導しております。以上、概略ではございますが本件に関する報告とさせていただきます。

波佐間清(教育長)

ただいま報告がございました。何かご質問がありましたらお願いします。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

(特にありません)

波佐間清(教育長)

ないようでしたので報告済みといたします。

**【その他】**

波佐間清(教育長)

それでは以上報告でありましたが日程3その他であります、何かございましたらお願いをいたします。

吉井克也(教育委員)

文化財に関することになるかと思えます。2点ほど申し上げます。

1点目は、この3月の卒業式に、私は小月小学校に参りました。体育館のステージの上の中心に本当に素晴らしい扁額と言えいいのでしょうか、掲げてありまして、それで「稽古」と書いてありました。その額は何かといえますと、ご承知の方もたくさんいらっしゃると思いますが、かつての清末藩の藩校、「育英館」というのがありましたけれども、その「育英館」という藩校に繋がる「育英館」の教育目標がそこに掲げてあるということをおもは以前から聞いております。専門家からもそういうお話を聞いております。本当に素晴らしいものがそこに掲げられてあります。放っておくと、そこでバスケットボール等もやるわけですし、掲げてあるけれども剥き出しなんです。ボールがいくらでも当たる。重要文化財とまではいかないかもしれないけれども、貴重な文化財であろうと思えますので、何とかしてそれを大事に守っていかなくちゃいけないなということ、校長先生ともお話をしたところです。教育委員会としてもそういう方向で何か考えていただけないのかなということが1つです。そして、この真新しい教育センターにその本物を持ってきたいということではありませんけれども、いわば下関教育の原点とでも言うべきものであろうと思えますので、そのレプリカのようなものを作って、そしてセンターの玄関の入り口あたりに掲げてはいかがかなという思いも個人的には持っております。同じように、これは清末藩でございましたけれども、長府藩、「敬業館」という藩校がございました。そこにも素晴らしい教育目標が当然あったと思えますし、どういう形で今そのものが残っているかどうかわかりませんが、調査すればあるのかもしれないと思っております。この教育センターの入り口に、その「敬業館」の教育の教えと「育英館」の教育の教えとが掲げられると、とてもいいなとそんなことを思っております。

もう1件、同じ文化財でございます。吉田の山奥に「蓮台寺」という無住の本当に今にももう崩れそうな、大きな地震が来れば崩れるかもしれないというような古くからのお寺があります。無住でございますが。そこには、下関の文化財の第1号と言っているのでしょうか、非常に重要な仏像があります。それはいつもきちんとしまわれているという、扉が閉まったところのお堂にあるわけでありまして、私がこの間もちょっと行って気になったのは、吉田小学校の子供たちも筍狩りということで、地域の皆さんと一緒にそこへ行って一時を過ごします。それから、古くからのお寺でありますので、時々、観光客といえば大げさですけども蓮台寺にお参りに行こうっていう方もいらっしゃいます。何が気になるかというトイレなんです。江戸時代のトイレとでも言えいいのか、ちょっと形容しがたい野外トイレが1つあるわけでありまして、とても通常の気持ちで使用しがたい状況がずっとあるのです。私たち地元の者も何とかしたいなと思いつつながら力不足でその参堂の掃除、孟宗藪が生い茂っておりますけれども、これは年に1回はきちんとやるということをしておるんですが、なかなかトイレまではどうにもならないという。

檀家の皆さんも少なくなかなか上手くないということで今悩んでおります。お寺のことでありますし、公の機関が手を差し伸べるということは難しいことであるかもしれませんけれども、何とか手を打っていかなくちゃいけないなと思っておりますので、お話をさせていただきます。以上です。

町田一仁(歴史博物館長)

稽古額のことですが、文化財保護課に私がいるときに、数年前に小月小学校に調査に行っております。それと、小学校の校長先生とあそこであれば非常に傷んでしまうと。それから、紫外線の影響も受けるということがございまして、歴史博物館の方で預かってくださいということになっております。開館までに私どもの方でご寄託でお預かりして、収蔵庫で保管して、それで時々展示をという形で今考えているところです。歴史博物館にご寄託いただくという形にはなっております。ただ、OBの方々からは、市で額のレプリカを作って学校に置いててくれないかというお話もあるのですが、なかなかそこまでは予算がなく、写真でも撮らせていただいて写真でも置い

ていただくしかないのかなと考えておるところです。

吉井克也(教育委員)

地元ではレプリカのようなものをそこに置きたいというご意見も強いものがあるのですね、本当に大事なものです。保存がきちんとできるということで安心いたしました。

波佐間清(教育長)

それでは、次回の日程につきまして報告をいたします。5月の教育委員会定例会は、5月24日火曜日午後1時30分から当教育センターの中研修室において開催の予定であります。

【閉会の宣告】
---------

波佐間清(教育長)

それではこれで、定例会を終了いたしたいと思います。お疲れでございました。

(お疲れ様でした)

署名

教育長

---

署名委員

---

署名委員

---

作成職員

---